

三重県職員のマイナンバーカードの取得推進について

1 趣旨

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019 (骨太の方針)」において、「地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する」こととされているところです。
- 令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用に向けて、今後、県民の交付申請件数が増加していくことも予想されることから、公務員の先行取得は、市町における交付事務の平準化につながります。
- このことをふまえて、総務部及び地方職員共済組合三重県支部において、組合員等(職員等)の令和2年3月までのマイナンバーカード取得を推進しています。

2 状況

- 令和元年6月末現在は組合員(職員)の取得率は5.7%、被扶養者(その家族等)を合わせた取得率は4.5%と低い状況です。

3 これまでの取組

- (1) 総務省から依頼をふまえて、7月に共通幹事会を通じて組合員等(職員等)のマイナンバーカード取得推進を呼びかけるとともに、併せて全職員向けに①オンライン申請によるマイナンバーカードの取得の呼びかけ、②地方職員共済組合から送付される交付申請書による申請の呼びかけを実施しました。
※あわせて6月末現在のマイナンバーカードの取得状況の調査を実施。
- (2) 9月末から10月初めにかけて、全組合員(職員)及び被扶養者(その家族等)あてに、地方職員共済組合から紙ベースの交付申請書を発出し、取得の呼びかけを行いました。
- (3) このほか、9月には松阪市のご協力でマイナンバーの出張申請窓口を松阪庁舎、県庁において実施していただきました。

4 今後の予定

- 現在、10月末のマイナンバーカードの申請・取得状況の調査を行っているところです。(アンケートシステムを活用して調査を実施。総務省への回答〆切は11月末)
については、
 - ① 部局内の申請・取得状況の調査について周知と回答のご協力をお願いいたします(既に取得しており前回調査で回答を漏らしている場合は、本調査で回答をお願いします)。
 - ② 上記の趣旨をふまえて、年度内の組合員(職員)及び被扶養者(その家族等)のマイナンバーカード取得の推進にご協力をお願いいたします。